

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課
(施設担当)
施設指導G
課長補佐：高野 浩二
TEL 029-301-3027
(処分業担当)
不法投棄対策室
室長補佐：青木 喜昭
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分（事業の許可の取消し
及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し）について

令和8年2月13日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項及び法第15条の3第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者名称及び所在地	三の丸興産株式会社 (茨城県笠間市池野辺630番地27)
許可番号	産業廃棄物処分業 第00821032369号 産業廃棄物処理施設設置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第493号）附則第2条第2項の規定により法第15条第1項の許可を受けたものとみなされるもの
処分年月日	令和8年2月13日
処分内容	法第14条の3の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の取消し及び法第15条の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し
処分理由	三の丸興産株式会社の代表取締役が、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第19条の規定に違反し、平成24年7月19日に水戸地方裁判所下妻支部から懲役1年6月の刑に処せられ、同年8月3日にその裁判が確定し、令和3年5月10日に刑の執行が終了していたことは、法第7条第5項第4号ハに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号ニに該当する。